

小学校教科担任制導入と指導上の課題について

吉村日出東

帝京科学大学教育人間科学部学校教育学科

Introduction of a Subject Teacher System in Elementary Schools and Teaching Issues

Hidetou YOSHIMURA

Abstract

On August 20, 2020, an interim report was presented in response to a discussion by the 12th Special Subcommittee on "The State of Elementary and Secondary Education in a New Era" of the Central Council for Education of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. One of them, "The way of the subject teacher system in the compulsory education nine years", proposed the full-scale introduction of a teacher system in the upper grades of elementary school. This seems to be the established route of the school education in the future. However, the author thinks that there are some problems to introduce the subject teacher system to the elementary school education.

Therefore, the purpose of introducing this subject teacher system in the elementary school was analyzed in this study, and the following three points were clarified. The first is to promote work style reform for teachers, the second is to promote integrated elementary and junior high school education, and the third is to respond to expertise in line with the content of subjects such as English.

Then, it was pointed out that the following teaching issues occur by introducing the subject teacher system to the elementary school education based on the class homeroom teacher system up to now. One is what to do with moral education and life guidance which have achieved results in the class homeroom system so far, and the other is how to guarantee group activities in a class that is not a fixed class.

In this way, in order to introduce a subject teacher system in the future, I think that it is necessary to overcome the teaching issues.

キーワード：教科担任制、学級担任制、中央教育審議会、小中一貫教育、教師の働き方改革

Keywords : the subject teacher system, homeroom teacher system, the Central Council for Education, integrated elementary and junior high school education, work style reform for teachers

はじめに

本稿は、現在文部科学省で検討されている小学校教育における高学年の教科担任制の導入について、その導入の背景と導入がもたらす指導上の課題点を整理し、小学校教育における教科担任制の考察を行うものである。

2020年8月21日の新聞各紙は、中教審の特別部会において、2022年をめどに小学校高学年において教科担任制を導入するという記事を掲載した。朝日新聞によれば、今回の「教科担任制に関する中教審部会案の骨子」とされるものは、

- ・小学校5、6年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続をはかる
- ・授業の質の向上をはかり児童の理解度の向上と学びの高度化をはかる
- ・教員の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により負担軽減に資する
- ・例えば、外国語・理科・算数を対象とする

とあり、教科担任制を本格導入するよう求める骨子

案とされている¹⁾。

これまで、中教審では、小学校の高学年において、教科担任制の導入についての提言をして来ているが、今回によって実現へと始動し始めたといえる。学校教育における小学校と中学校は、ともに義務教育機関として位置づけられているものであるが、そもそもは初等教育段階と中等教育段階として教育の目的は異なるものとされていた。それが、義務教育段階としてとらえなおすことにより、小中一貫教育が唱えられ、両者の接続の問題などから、教育形態の検討に至るようになった。こうした中で、注目されたのが小学校高学年における教科担任制の導入である。

本稿は、こうした状況を受けて、これまでの中教審特別部会の審議と教科担任制の歴史的検討を行い、小学校教育における教科担任制の課題を検討するものである。

1 小学校における教科担任制導入の背景

今回、2020年8月20日中央教育審議会の「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」第12回会議では、2020年から小学校5、6年生に対して、一部教科で教科担任制を導入することを中間のまとめ（骨子案）として提言したが、その目的を整理すると下記の通りとなる。

(1) 中央教育審議会諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方」

今回の提言は、2019年4月17日に当時の柴山昌彦文部科学大臣の中教審への諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方」に対する中間答申というものである^{*1}。はじめに諮問された検討事項は何だったのか整理する。答申文章では、21世紀が新しい時代の社会が形成されつつある時代だとの認識で、いわゆるSociety5.0を迎える時代に即した教育課題を検討するものとしている^{*2}。そして、『第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ』た審議を求めたものとなっている^{*3}。具体的な検討項目は、次のとおりである。

- 義務教育、とりわけ小学校において、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

以上の4項目が、義務教育に関する検討課題である^{*4}。今回、新聞記事に取り上げられたのは、2つ目と3つ目の課題に関するものである。

では、この答申に対してどのように検討されたの

かを概観する。

(2) 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会の議論の推移

諮問に対する特別部会が召集されるとその第2回会議では、すでに議題に「教科担任制について」を掲げ方向性が示された。この第2回会議は、同じ中央教育審議会の別の部会である教育課程部会の第111回会議と教員養成部会の第107回会議との合同会議として、2019年7月24日に開催された。ここでは実質的な「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」の開始に合わせてこれまでも関連した議論を進めていた部会と議論をすり合わせることを念頭に合同して行っている。事務方から第1回会議で質問の出た教科担任制の実施状況の説明が行われた後、兵庫県姫路市と香美町、横浜市の実践についてのヒアリングを行い、委員の質疑が行われた。この中で荒瀬特別部会長から教科担任制の今後の可能性について聞かれた事務局は、学校の規模など多様な現状の中から好事例を把握して、条件整備をどうしていくか、ということだろうと答えている。つまりこの時点ですでに実施の整備について進めている段階であった²⁾。

続く第3回会議では、2019年9月4日に開かれ、第2回会議を受けた形で、「義務教育9年間を見通した小学校における教科担任制の在り方」などが議論された。ここでは、小学校5、6年では教科担任制というものの自体は、音楽などですでに普通に行われていることは確認された。しかし、それを中心に据えるということには必ずしも賛成意見が多いわけではなく、小学校における学級担任制の意義について述べる委員がいたり、また、学校の規模を考慮し従来から行われていた交換授業のような形などの考慮や高学年に限定しない意見も見られた³⁾。

第5回会議は、2019年11月21日に開かれ、関係する部会からの報告と議論がなされた。この中で教科担任制についての議論は、教員養成部会の審議説明をした柳澤教育人材政策課長から、教育界内外からの人材確保について議論されていることとともに特別部会の方向性が出てから議論を深めるとして現状ではできる範囲の議論までというものであった。

また、教科担任制については、「小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。」（第

5回配布資料 資料1-2)に基づいて、天笠委員から小学校において最も大きなポイントは高学年の外国語の在り方の検討ではないかと問題提起されている^{4, 5)}。

第6回会議では、これまでの教科担任制についての議論を基にして、「小学校高学年の教科担任制実施に係る教員配置や教員定数の確保の在り方について」が議論されている。特にこの会議では、事務方からの説明で合田財務課長は、「本部会に置きましても、小学校の高学年の教科担任制を加配等できたらいいねという話ではなくて、システムとしてどういうふうに着させるのか」という方向に進めている。そしてこの後実際のクラス規模と教員の担当コマ数を図表を使って説明し、小規模校での遠隔合同授業にまで話が及んでいる。第3回会議で委員から多様な意見が披瀝されていたものを、事務方として、方向付けしたのがこの会議であったといえよう⁶⁾。

第10回会議では、第6回会議で議論された「小学校高学年の教科担任制実施に係る教員配置や教員定数の確保の在り方について」さらに議論された。こうした議論を経て、第12回会議において、中間のまとめ(骨子)について議論され、マスコミ発表となったのである^{*5)}。

こうして導入されることとなった教科担任制は、一時的、部分的に行うのではなく、「システム」として導入するとしている。これに関しては、先にも指摘した第6回会議での合田財務課長の説明の中において「小学校の高学年の教科担任制を加配等できたらいいねという話ではなくて、システムとしてどういうふうに着させるのか」という言葉に端的に表れている。つまり、小学校だけで教員の担当をあてがうように従来から行われている交換授業のようなものではなく、中学校教員との連携も念頭に置いたものとしているのである。それこそが、義務教育9年間を見通したということなのである。

(3) 特別部会の議論に影響した議題

これまで見てきた通り、特別部会における主要検討事項とされた教科担任制の導入は、その他の部会の議論などでも取り上げられてきた。では、これまでの議論の中心がどのようなものであったのか、整理する。

一つは、働き方改革からのものである。これは、2019年1月に答申が出された「新しい時代の教員に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策

について」によって示されたものである。そこでは、学校における働き方改革の実現に向けた方向性が示され、勤務時間管理や学校や教師の担う業務の明確化や適正化が求められることとなっている。小学校における全科担当から教科担任制の導入について、全科の授業準備が負担であるという声があるのだが、この答申では、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、給食時の対応と並び授業準備が示されている⁷⁾。これなども担当教科の削減によって授業準備負担の軽減につながるということが影響しているといえよう。

もう一つは、中高一貫教育に関するものである。これは、2010年に中教審初等中等分科会に作業部会として「学校段階間の連携接続等に関する作業部会」が設置され、検討されてきた。また、教育再生実行会議第五次提言で、学校教育体制全体の見直しが提言され、これに伴い、「小中一貫教育特別部会」が設置された。これらの審議に伴い学校教育法の改正が行われて、2015年には、学校教育法の学校に義務教育学校が設置されることとなったのである。小中一貫教育が議論された背景には、中1ギャップと呼ばれた中学1年生の学校不適応に対応することがあった。確かに小学校と中学校では教育形態や教育方法に大きな段差が存在し、この間、各教育委員会では学校連携が進められてきていたが、中1ギャップに注目するあまり、小学校教育についての議論が軽視された可能性について捨てきれないものがある。実際、中1ギャップを解消する目的で、6・3の区分を4・3・2の区分にした学校では、中1ギャップは解消できたが、逆に小5ギャップが発生したという報告もある⁸⁾。

今回の教科担任制についても、単に前倒しすればよいといったものではなく、発達段階も考慮しておかなくてはならないものでもある。小学校教育という基盤形成期という観点から見れば、明らかに中学校段階と異なる面もあるといえよう。

2 小学校教科担任制の歴史

前章で今回の方針として小学校に教科担任制を導入することになった経緯についてまとめた。ここでは、教科担任制と対極的な形態である学級担任制はいつから行われているのか。本章では、小学校における学級担任制と教科担任制についてまとめる。特に、今日的課題として文部科学省では教科担任制を位置づけているが、これまでも、音楽などでは、その科目のみを担当する専科教員は存在していた。

こうしたことを踏まえて、近代における専科教員の出現と現行教育制度における教科担任制の議論について見ていくこととする。

(1) 教員の種類と学科目

日本における学校制度は、明治5年の学制、明治12年の教育令、翌13年の改正教育令、明治19年の諸学校令によって整備されてきた。この中で小学校教師はどのように位置づけられていたのか、整理する。

明治5年の学制公布後、全国に小学校が整備され、明治8年には全国に24225校の小学校が整備されていた。しかしながらその多くは、江戸時代以来の寺子屋や私塾を小学校に改変したものであった。このため、各小学校における教員数は一名か二名であり、生徒数も4、50人規模であったとされている。また、この当時は、新しい教育の導入時期であり、東京師範学校において教則が作られ当時の学科目は、読物・算術・習字・書取・作文・問答・復読・体操であった⁹⁾。

小学校教員についてその資格が整備されるのは、明治14年である。この年、1月に「小学校教員免許状授与方心得」が文部省布達として出され、6月には「小学校教員心得」が、続く7月に「小学校教員免許状授与方心得改正」が公布されている。ここにおいて、小学校教員については、全科を教える教員のほか専科教員も資格とされた。それでは、「小学校教員免許状授与方心得改正」の第二条から専科教員の改正内容を表1にした。

表1 小学校教員免許状授与方心得改正」の第二条

唱歌体操裁縫家事経済等ノ学科ニ関シテハ特ニ之ヲ教授スルモノヲ置キ又第一条合格ノ教員を得難キ地方ニ於テハ一学科若クハ数学科ヲ教授シ得ル者ヲ合セテ合格教員ニ代用スルヲ許可スルコトアルヘシ此等ノ場合ニ於テハ各自ノ学カヲ検定シテ其学科ノ教授免許状ヲ授与スルコトヲ得但本文免許状ヲ与ヘタル者ハ準訓導トナスヘシ¹⁰⁾

この改正は、第二条において専科に相当する一学科もしくは数学科のみの免許状の授与についてである。この当時の専科教員とは、現在でいうところの音楽、体育、家庭科の担当であり、こうした一学科か数学科のみの担当教員は、準訓導と位置付けられた。

一方、全科を担当する教員については、「小学校教員心得」によって表2のように示された。

小学校教員は、教授する学科のみならず、広く知

表2 「小学校教員心得」の全科教員に関する内容

教員タル者ハ唯小学校教則中ニ掲クル所ノ学科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセズ博ク教則外ノ学科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ條チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ学校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ¹¹⁾

識を持っていることが望まれており、そうした人物でないと生徒から信頼されないと指摘している。その後、就学率の上昇などにより、師範学校卒業生のみで正教員が賄えない状態が常態化することで、検定による教員の増加などから教員種別も小学校本科正教員、など多様化しても基本的には、全科担当か専科担当かに大別できる。

(2) 昭和40年代の教科担任制度

今回の小学校高学年における教科担任制度導入について議論してきた新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会では、その第1回会議において、天笠茂（千葉大学特任教授）委員から、昭和30、40年代に教科担任制が行われている旨の報告があった。これを受けて、第2回会議では、事務局から「昭和40年代の小学校における教科担任制に関する研究指定校の状況」と「昭和40年代に「初等教育資料」に掲載された、小学校における教科担任制の状況」が参考資料として配布された。こうしたことから、第2回会議では、昭和40年代の教科担任制についても質問がなされている。そこでの議論は、なぜ、昭和40年代に盛んに研究されたのかということとその後なぜ衰退したのかということであった。

文部科学省側の説明としては、これらの昭和40年代の教科担任制の施行研究は、昭和43年から始まる学習指導要領に合わせた研究であり、次の昭和52年の学習指導要領改訂となることから、この間の研究であるという説明であった。事務局による経緯に終始する説明に対して、天笠委員が、次のように補足的説明をしている。それは、当時の課題として、50人学級をどう45人学級にするのかという問題や、複式学級の解消といった課題に対する研究であったという観点である。両者の説明を合わせると、昭和43年学習指導要領による改定で小学校クラス規模の変更がなされたことによる適正な授業運営の方策として教科担任制を導入したということになる。

ここでは、横浜国立大学付属鎌倉小学校の事例から先の課題を検討する。この小学校は、神奈川県教育委員会の教科担任制の研究指定校と協力関係に

あった横浜国立大学教育学部の付属学校であり、先に見た文部省の研究指定校に先立つ形で、学校の研究課題にこの問題を取り上げていた。

この研究の報告書である『小学校教育の改造—小学校に教科担任制をどのようにとり入れるか』によれば、時代状況としては、1957（昭和32）年のいわゆるスプートニクショックとその後の教育改革の流れの中に位置づけられるものとして、新しい時代の横浜国立大学付属としての研究課題を小学校教育の質的向上に定め、昭和39年度三学期末に構想をまとめ上げ、昭和40年度に実施したものであると述べる。具体的には、児童の学力向上においては、それまでから行われていたような「交換授業的な行き方を改めて学級担任制を基調として教科担任制を学校経営の中に組織化していく」というものであった¹²⁾。

実際の認識としては、当時からすでに「都市部や大規模校では、一部専科または交換授業が行われている」のだが、それは、教師の「教科によって得手、不得手であるから」というような単純なものではなく、「背景として「宇宙時代」を迎えた現代社会情勢にマッチした、指導内容と指導方法が、教育界に要求されてきている」ことをその一因として挙げている。ここに見られることは、時代の変化と教育改革の観点である。つまり、教師の授業についての質の向上は、不得手の科目を代わってもらうようなものではなく、学級経営と教科指導についての組織化を構想したものであり、指導体制を明確化している。実はこうした指導組織上の変化についての認識では、大正15年に高等小学校において教科担任制を加味することを認めたときの社会状況と、この研究当時の宇宙時代と呼ばれたときの社会状況は、科学技術の時代として類似する。つまり、教科担任制が議論されるのは、そうしたことに由来するのだとすれば、後付けの感はぬぐえないが、現在の教育的環境としてSociety5.0時代を見越した教育改革というのは首肯できる部分もあるといえよう。

3 生徒指導上の課題—教科指導から

特定の教科を教科担任制として授業を行うのは、いくつかの方法が考えられる。一つは、明治時代以来行われてきた専科教員によるものである。また、一部教科を教員間で交換授業とする方法もある。こうした相違は、教育上どういった違いがあるのだろうか。

(1) 専科教員による担当

授業を専科教員によって行うのは、すでに見た通り、明治14年から想定されている。その当時は、現在の音楽、家庭科、体育に相当するものであり、寺子屋以来の主要な学習科目ではなく、技術的な科目であった。こうした傾向は、現在にもおよび、文部科学省の資料（小学校における教科担任制の実施状況【平成30年年度計画】）によれば、音楽が55.6%、家庭35.7%、書写26.8%、図工21.0%、外国語活動19.3%といった傾向が続く。また、専科教員については、その免許に関しても、小学校免許を取得していない場合でも中学教員免許で担当させることは可能であり、音楽が代表的である。なお、今回の中間のまとめの骨子の中に、理科が教科担任制の例とされていたが、現状でも、理科は音楽に次ぎ47.8%が教科担任制となっている。これは、他の主要教科である国語3.5%、算数7.2%、社会15.5%、と比較しても特異な位置にある¹³⁾。

ところで理科を除くと主要教科は学級担任が指導するのを前提としている。また、音楽や家庭、図工などにおいて中高の教員免許によって担当している例は多く、授業自体はどの学校段階でも行えるという判断に他ならない。それは、系統学習の立場で教育内容をとらえた場合、いわゆる薄墨方式とよばれる学校段階の上位の学校から、下位のエレメンタル段階まで内容がだんだんと薄くなるものだという考えに基づく。

一方で、教員免許自体が、学校体系の中にあつて、指定された学校で指導することを許可されるものだという前提からすれば、教科の専門性というのは、知識面に限られた判断のものであり、学校段階での生徒理解に即してその教科をどう指導するかという観点は無視されている。

(2) 交換授業による担当

小学校での教科教育は、学級担任による全科の指導が原則である。このため、小学校教諭免許状は全科担当を原則としたものであり、中学校教諭免許状や高等学校教諭免許状のように担当科目の明記はない。こうした全科担当の中にあつて、一部担当すべき教科目を変更する手立てとして古くから行われていたのが交換授業である。交換授業の目的や方法は多様であるが、一組と二組の担任が授業の交換をすることで、それぞれ交換を受けた科目を免除されることになり、逆に担当した教科は、両学級で専門的に教えることとなる。

ところで、この説明のような単純な交換は、例えば年長教師で体育の授業の際、実際に鉄棒などを模範として行えないことから、若い活発な先生と交換授業をすることがあるが、これでは教科の専門性を生かした授業というより、不得手なものを交換した消極的なものとしか言えない。

そうしたのではなく、学校の教師の持つ専門性に注目したものとして、五年の一組の担任の専門が国語、二組の担任の専門が社会、三組の専門が理科として、それぞれを交換するというものがある。この場合、社会と理科は授業時間数が同じであり、交換は容易であるが、国語は他の教科より時間数が多くなるため、工夫が必要になる。さらに、専科の教員担当科目として音楽と図工があると仮定すれば、この学年の一組担任は、専門である国語のほか、算数と体育、家庭、英語だけになり、専門教師から学ぶ科目は5教科に及ぶこととなる。つまり、こうしたものが小学校における教科担任制の導入と考えられる。

では、実際にこうした担当を行うことが、本当に教科の専門性につながるのでしょうか。今見てもらった例の専科の部分は別として、他の教科については、教員養成段階では同等の単位しか履修していないと考えられる。つまり、専門科目指定のある中学校や高校教諭の免許とは異なり、小学校全科という前提に立つならば、それは、専門性というよりも、好き嫌いの部類としか捉えられないのではないだろうか。だとすれば、体育を行いたくなくなったベテラン教師の場合とそれほどの相違はないといえよう。また、前章で見た、明治14年の小学校教員心得で述べられていた文言に立ち返れば、担当しない教科については、担任は力がないのだと誤解され、児童から尊敬されなくなる可能性も否定できないといえる。

4 生徒指導上の課題—生活指導と集団活動から

これまで、初等教員と中等教員の最大の相違は、学級担任制かあるいは教科担任制かの相違であった。これは、発達段階に基づいた教育の相違であり、教科指導においても、学問の系統性を重視する立場と認識の多様性を生かした学習を行うかの違いが根底にあった。そして、そうした発達段階を考慮した場合、さらに配慮すべき課題として生活指導の問題がある。

小学校高学年から教科担任制を導入しようという考えの根底には、高学年で学習する教科指導は、系

統学習に移行しており、学問的知識の基礎部分を指導すればよいという考えに立ってきたもののだといえる。この点に関しては、教科指導の項で指摘したが、ここでは、教科以外の学習についてまとめる。

(1) 生活指導の観点から

学習指導要領総則を見れば、日本の学校教育が教科教育を中心とした知育と道徳教育を中心とした徳育と健康・体育を指導する体育とによって構成されていることがわかる。中でも徳育は教育基本法の教育の目的に人格の完成という言葉があるように、教育の根本であることがわかる。学校における道徳の指導については、週1時間の道徳の時間はもとより、学校教育全体を通じて行うものとされている。そして、道徳教育の基本は、道徳として身に付けなければならない内容を発達段階に即した形で繰り返し指導するものとなっている。

これまでの道徳教育では、児童生徒の発達段階について個人差に配慮するとともに学年制の特徴である4月生まれと3月生まれの発達差のあることを前提として、義務教育段階を小学校低学年、中学年、高学年、中学校と4段階に分類し、小学校では2学年をひとまとまりとしてとらえている。実際に、子どもの発達段階差は大きく、道徳のような生活習慣や価値観形成にかかわる学習では、理解や行動面で出来るか出来ないかの差が如実に表れてくるものである。こうしたことを前提として、学習指導要領の内容は構成され、学級担任は、学校教育全体の中で子どもの発達状況に絶えず配慮して指導しているのである。

教科指導における智識・理解の面を中心に注目して、高学年からは教科担任制に移行できると考えるのは、道徳教育の面からとらえるとかなりの不安が残るものである。発達差ということから言えば、4月生まれと3月生まれは、およそ一年の差があるのであり、それが小学生ではたとえ高学年といえどもわずか10年ほどの人生の中で一歳程度違えば、物事の十分の一を経験できていないことになる。こうした児童のそれぞれの配慮については、学級担任として、すべての時間にかかわり、その中で児童の多様な行動を見ていかなくは容易に指導などできないことである。

小学校教育課程を時間数と項目で見れば、教科教育と道徳教育や特別活動に分類されて時間数がきめられているようにみえるが、教育の特質によっては、道徳教育のように学校教育全体を通じて行うも

のもあり、特に小学校段階における発達差の問題を考慮すると一貫して担当する児童の行動を見ていく学級担任制の意義についても考えなくてはならないだろう。

(2) 集団活動について

現行学習指導要領は、アクティブ・ラーニングの導入を図ったものとして注目されたのであったが、これは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善という表現で実施されることとなった。それに伴い、授業面ではそうした活動を支えるものとして他者との協働活動なども重視されることになった。学校教育における集団活動は、特別活動をメインとしたものであったが、個別の授業においても協働活動を行う工夫が求められるようになったのである¹⁴⁾。

元々学習の基盤となる学級は、集団として運営されていくものであり、各学級ではさらに班を形成して各種活動の単位を明確にしていた。こうした班活動は、それぞれの教科学習でも生かされ、理科室や図工室など特別教室における座席指定にも生かされてきた。こうした小集団を形成して学習を工夫し合うものは、学び合いの場として長く支持されてきたものである。それが今回の学習指導要領ではさらに注目して、グループディスカッションなど多様な学習活動に広げられていくことが期待されている。

ところで、小学校における小集団の組み換えは、年間計画や月間計画などでおおよその時期など計画して行われるが、一方で、クラスにおける児童間の人間関係に配慮して班替えが行われる場合もある。こうした班替えは、学び合いの場としてみると、重要なものといえる。特に小学校高学年においては、男子と女子の人間関係が微妙なものとなるため、互いの助け合いや支え合いをどう形成していくのかは、担任教師の力量にかかってくるものである。

小学校における学級担任制は、そうした集団形成の人間関係について深い理解のもとに行われるものであり、そうした関係の理解には、多様な活動を通して発見することが求められるのである。

一方で、この小学校高学年における集団活動を教科担任制の下で進めていくのは、かなり難しい課題があるといえよう。すでに、専科などの教育活動について、「この教科におけるクラス運営は自分のもの」という考え方があり、学級担任側も専科の運営に無関係の立場を示す場合もあった。こうした授業間の運営の相違は、クラスの人間関係において班内

の支え合いなどに影響を与えてしまいかねない問題であることを理解する必要がある。特に教科担任制の導入が2、3教科程度であり、そこでの学習が個人学習を主とした活動であるならば問題もなからうが、協働活動を積極的にとり入れる学習活動を求めるとすれば、高学年の人間関係の形成には注意を要する課題である。

5 教科担任制運用の課題

今回中教審で教科担任制を導入しようという背景は、①働き方改革、②小中一貫教育、③新しい教科や内容に即した専門性の3点である。この中で、①と②は、ともに労働時間に関係する問題であり、次の(1)項でその課題について整理する。③は、学校教育において新教科導入した場合、担当者はだれになるのかという、普遍的テーマであり、別に(2)項を立てて考えてみる。

(1) 働き方改革のために学校制度の変更をしてよいか

現在の学校教員の労働条件の悪化については、社会問題化し、OECD調査によって日本の小学校教員の週当たりの労働時間が54.4時間で加盟国48か国中最長とされた^{*6, 15)}。また、これまでも過労死寸前の勤務形態が報告されている状況にあって、どのように労働時間を短縮するかは、重要な課題である。長時間労働の問題は、学校種別によってその問題点は別のものである。近年中学校においては、部活動の指導に対する問題点が取り上げられてきたのであるが、小学校では、部活動が存在しないにもかかわらず、労働時間の増加が問題化されてきている。こうしたことから、中教審でも平成31年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申をまとめた。そこでは、勤務時間の問題点が整理され、月45時間を上限とした労働時間が提言された。そして、この答申の中で、「今後さらに検討を要する事項」として、「小学校の教科担任制の充実」が示された¹⁶⁾。本論考の冒頭で示した新聞記事にある小学校高学年での教科担任制の導入は、これを受けてのものである。

また、中高一貫教育を推進する立場では、これまでも義務教育学校設立につながる審議を行ってきた「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」や「小中一貫教育特別部会」などでも取り上げられて

おり、そこでは、教育的効果なども報告されているものの、実際には、小学校教諭と中学校教諭の担当時間の問題にかかわる問題であることを指摘しなくてはならない。つまり中学校では授業時間の週当たり教科等担当授業時数が17.9時間に対して、小学校教諭は23.8時間に上るという結果がある¹⁷⁾。もちろん授業時間単位が中学校では50分、小学校で45分の違いがあるにせよ、このことは、同一の学校での教員担当授業時間としてみれば週当たり6時間程度の差があるとすれば、小学校教員の時間減を行わなければならない、これが教科担任制を導入し、学級担任の担当時間減を行う方策としているのがわかる。

(2) 新教科等の導入と教科担任制とは

今見たような授業時数の調整については、一貫教育を行う義務教育学校にあっては、実際問題として重要課題であることは理解できる。しかし、本来小学校と中学校では、学校段階の異なるものとしてその特徴的な教育を実践してきたのであり、単純な授業時数では測れないものがあるだろう。一方で、小学校教育においては、新学習指導要領から高学年ではさらに週当たり1時間であった英語が2時間に増加され、また、新学習指導要領では、プログラミング教育を教科活動に導入することも組み込まれたため、小学校高学年の教員に対して、何らかの対応をしなくてはならない。こうしたことから、今回発表された中間のまとめ（骨子）によれば、外国語、理科、算数が教科担任制の科目として例示されたのである。

では、こうした担当時間数の調整のために、教育の基本的な授業形態まで変更することには以下の問題が存在する。

小学校における学級担任制と教科担任制のバランスは、基本を学級担任制に置き、一部教科を専科教員によって担当されることで行われてきた。このため、明治期の小学校心得の時代から、音楽や家庭科に相当する科目が主であり、主要教科は担任によって授業がなされてきた。教科はどれも大切なものとはいえ、学習指導要領には並列順序があり、授業時数に差が存在する。こうした中で、主要科目を通じて児童の学習に対する姿勢や努力と成果を把握しないで、どのように児童の理解を深めていくことができようか。

今回示された算数と理科は教科の要であり、また、国語と社会を対比して児童の教科に対する興味関心を把握することができるものであり、まさに学

級担任こそが行わねばならない教科であるといえよう。

理科や算数が小学校高学年において学習の内容を高度化するため、専門性を重視した教科担任制を導入するという意見も、これまでの中教審での審議で度々なされてきたが、大学生が家庭教師として教えられるのに、何故教員免許保持者が教えられないのか。

これから、教科担任制を推進する上で指定する科目があるとすれば、大多数の現職教員が養成段階に履修してこなかった英語（外国語）なのではないだろうか。英語（外国語）を専科として位置づけ、音楽などと同様に、中学校免許保持者を非常勤として配置していくことの方がより実効性のあるものといえよう。

おわりに

今回の小学校高学年における教科担任制の導入については、その理由の最大のもの、労働時間の削減にあった。そして、小学校教員の担当授業時数の増大したことを認識させたのが、義務教育学校にあって、小学校段階と中学段階の教員の持つ時間数の差であった。ところがこれは、本来、初等教育と中等教育という目的の違うものを一貫させることによって、時間数の問題が顕在化したのであり、教育の本質とは外れた議論であることがわかる。義務教育とは、国民教育として最低限学ぶ必要のある学習内容によって定まるものであり、こうした学習の必要性は、社会の発展に伴って変化するものである。日本では、4年間の義務教育が6年に延長され、現在では9年となっている。これが将来的には12年になっても不思議ではなく、あくまで義務教育の年数の問題である。これに対して、学校段階は、教育体系における教育の目的を学習者の発達段階と習得すべき学習内容によって段階化し、それぞれの段階に位置づく学校が学習を提供するものである。

つまり、初等教育として小学校で完結しておくべきものをあえて次の学校段階の教育と一貫させることによって、教育の本質から外れた授業形態を持ち込まなくてはならなくなるのでは本末転倒であろう。現在の教育が、教育上の課題ではないところで改革されていくことに大いなる課題を意識していかなくてはならない。

【注】

1. 柴山昌彦文部科学大臣から中央教育審議会への

諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方」(2019年4月17日)に対して中教審特別部会の中間のまとめ(中間答申)が示された。

2. Society5.0は、政府の第5期科学技術基本計画において、目指すべき未来像として示されたものである。Society1.0は狩猟社会、Society2.0は農耕社会、Society3.0は工業社会、Society4.0は情報社会を指し、Society5.0はサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされている。
3. 前掲1の諮問文による。
4. 前掲
5. 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会の第10回から第12回については、まだ議事録がまとめられておらず、プレス発表のみである(執筆時)。
6. 中学校の週当たりの労働時間は56.0時間で、小学校より悪く、前回(53.9時間)よりさらに悪化している。

参考文献

- 1) 朝日新聞(朝刊)2020年8月21日付、第1面、14版、東京本社
- 2) 文部科学省：新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第2回)・教育課程部会(第111回)・教員養成部会(第107回)合同会議 議事録、文部科学省ホームページ。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/gijiroku/1412212_00001.htm (2020.8.28参照)
- 3) 文部科学省：新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第3回)議事録、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/083/siryoy/1422565_00004.htm (2020.8.28参照)
- 4) 文部科学省：新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第5回)議事録、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/083/siryoy/1422565_00006.htm (2020.8.28参照)
- 5) 文部科学省：新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第5回)配布資料、
<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/index.html> (2020.8.28参照)
- 6) 文部科学省：新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第6回)議事録、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/083/siryoy/1422565_00009.htm (2020.8.28参照)
- 7) 文部科学省：「新しい時代の教員に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm (2020.8.28参照)
- 8) 高橋興：小中一貫教育の新たな展開、ぎょうせい、東京、2014
- 9) 文部省：文部省八十年史、文部省、東京、1954、pp.37-41
- 10) 前掲書、pp.846
- 11) 前掲書、pp.844
- 12) 横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校：小学校教育の改造 小学校に教科担任制をどのようにとり入れるか、横浜国立大学附属鎌倉小学校研究同人会、鎌倉、1966、pp.14-15、あとがき
- 13) 文部科学省：「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(第5回)配布資料」の参考資料2-3(小学校における教科担任制の実施状況【平成30年度計画】)
<https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/1422644-13.pdf>
- 14) 文部科学省：小学校学習指導要領(平成29年告示)解説、
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/1387014.htm (2020.8.24参照)
- 15) 文部科学省：令和元年6月10日文部科学省総合政策局教育人材政策課教師の資質向上に関する参考資料1
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2019/08/_icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1420695-09.pdf (2020.8.28参照)
- 16) 前掲7)
- 17) 文部科学省：平成28年度学校教員統計調査(確定値)の公表について
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/kekka/k_detail/1395309.htm (2020.8.28参照)